経営相談 Q&A 税務

マイナンバー制度が事業者に与える影響

税理士法人アフェックス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士
金子尚貴

Q 平成二十八年一月から導入されるマイナンバー制度で、事業者にはどのような対応が求められるようになるのでしょう。

A ①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現の三つを目的に導入されるマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、住民票を有する全ての国民に一人一つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための制度です。

平成二十七年十月以降、市区町村から各個人に対して十二桁のマイナンバー（個人番号）を記載した通知カードが送付され、平成二十八年一月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要となります。

1. 事業者の留意点

事業者は従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要がでてきます。

注意すべきは、マイナンバーを従業員などから取得するときに利用目的の明示および厳格な本人確認が必要とされる点です。例えば、源泉徴収票作成事務や健康保険・厚生年金保険加入等事務のためといった利用目的を従業員に明示しなければなりません。また、なりすまし防止等のため、厳格な本人確認が求められます。厳格な本人確認とは、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）をいいます。

また、従業員の扶養家族の本人確認については、マイナンバーの提供が誰に義務づけられているのかによって異なります。例えば、源泉所得税の年末調整では、従業員が事業主に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行う義務があるため、従業員が扶養家族の本人確認を行うことになります。この場合、事業主は扶養家族の本人確認を行う必要はありません。一方、国民年金の第三号被保険者の届出では、従業員の配偶者（第三号被保険者）本人が事業主に対して届出を行うため、事業主が本人確認を行う必要があります。

マイナンバーを含む個人情報は特定個人情報として位置づけられ、個人情報保護法が適用されます。同法律上、特定個人情報を保管してはならないとされていますが、例外もあり、マイナンバーが記載されている書類のうち所管法令によって一定期間の保存が義務づけられているものは、その期間保管することとなります。例えば、従業員から提供を受けたマイナンバーを給与の源泉徴収事務や健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要がある場合には、継続的に保管することができます。

一方、所管法令で定める保存期間を経過した場合には、速やかにマイナンバーを廃棄または削除しなければなりません。

このようにマイナンバーを取り扱う際は、その漏洩、滅失、毀損を防止するなど、適切な管理のために組織的に必要な措置を講じなければなりません。

2. 制度の導入に向けた準備

主な準備項目として、以下の五点が挙げられます。

①対処方針の決定（対象業務の洗い出し、担当者の決定、スケジューリング）

②社内規程の見直し

③システム対応（改修等）

④社員研修・勉強会の実施

⑤個人情報の安全管理措置

このうち、個人情報の安全管理措置について、特定個人情報保護委員会から出された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」では、事業者が講ずべき内容として、基本方針の策定・取扱規程等の策定・組織的安全管理措置・人的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置を示しています。

・基本方針の策定

特定個人情報の保護に関する基本理念を明確にし、法令遵守・安全管理・問い合わせ・苦情相談等に関する方針を定めることが重要です。

・取扱規程

源泉徴収票や支払調書の作成等の事務で特定個人情報等を取り扱う場合のマニュアルや事務フローなどの手順を示した文書で、従業員が容易に参照できるようにする必要があります。

・組織的安全管理措置

担当者を明確にして、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことがないような仕組みを構築します。

・人的安全管理措置

従業員の監督・教育です。

・物理的安全管理措置

特定個人情報等の漏洩・盗難等を防ぐ措置で、具体的には、壁または間仕切り等の設置、のぞき見されない場所等の座席配置の工夫や、鍵付きのキャビネットに書類を保管することなどが考えられます。

・技術的安全管理措置

担当者を限定するためのアクセス制御を行うことや、ウイルス対策ソフトウエア等を導入し、最新の状態にアップデートしておくことなどを指します。ただし、事業者のうち従業員の数が百人以下の中小規模事業者の特例が設けられており、実務への影響に配慮がされています。

Q 法人版のマイナンバー制度「法人番号」も始まるそうです。

A 「法人番号」は平成二十七年十月以降、国税庁長官から通知される予定となっています。設立登記法人については、登記所在地へ、それ以外の法人等で国税に関する法律に規定する届出書を提出しているものについては、当該届出書に記載された所在地へ通知されます。そのため、登記や税務署へ届け出ている所在地情報の更新手続きが行われていない場合、注意が必要です。

また、法人番号を受けた者は、インターネットを通じ、①商号または名称、②本店または主たる事務所の所在地、③法人番号――の「基本三情報」が公表される予定です。また、その後、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することが予定されています。

法人番号は、主に税の分野での行政を効率化し、国民（法人）の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するほか、新たな価値創出を図るために導入されるものです。具体的には以下の利点が期待されます。

(1) 法人番号の検索により、法人の名称・所在地が容易に確認可能となる。また、鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化する。

(2) 行政機関間の連携や企業間の連携により、複数部署またはグループ各社において異なるコードで管理されている取引情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業の効率化が期待される。

(3) 行政機関間での法人番号を活用した情報連携で行政手続きにおける届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減される。また、民間でも、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能になると考えられる。

＊

マイナンバーの利用開始まで一年を切りました。コンプライアンスの観点から、事業者として確実な対応が求められるところです。なお、同制度の詳細は内閣官房のホームページで確認することができますので、併せてご参照ください。

●ホームページ（http://www.shokoken.co.jp/）に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。